

# 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (概要)

## 1. 改正の趣旨

国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令で定めるところにより、都道府県に対して調整交付金（普通調整交付金及び特別調整交付金）を交付することとされており（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条第1項）、普通調整交付金の具体的な算定方法については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第4条第2項において、特別調整交付金の具体的な算定方法については、同条第3項において、それぞれ省令に委任されている。

本省令案は、令和元年度の調整交付金の交付に当たって、交付額の算定に必要な係数等を定めるため、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調交省令」という。）の一部を改正するもの。

## 2. 改正の内容

### (1) 普通調整交付金の算定に係る係数の改正（調交省令第5条及び附則第6条関係）

令和元年度の普通調整交付金の法令上の額（※1）が、その予算額（※2）と一致するように調整対象収入額の算定に係る係数を改正する。（調交省令第5条及び附則第6条関係）

（※1）令和元年1月から同年12月までの医療給付費等の実績を踏まえた額

（※2）直近（前年度）の医療給付費等の実績から推計した見込額

### (2) 特例措置対象被保険者に係る国庫負担金の減額調整率の特例の改正（調交省令附則第4条関係）

特例措置対象被保険者（※3）の一部負担金について、地方単独事業により1割より更に軽減する措置を講じている保険者に係る国庫負担金の減額調整率の特例を引き続き設けること。

（※3）70歳以上の者の一部負担金は2割とされているが（法第42条第1項第3号）、平成26年3月31日までに70歳になった者については特例的に国の予算事業により一部負担金の割合が1割とされており、この対象者を「特例措置対象被保険者」という。

## 3. 根拠法令

算定政令第4条第2項及び第3項

## 4. 施行期日等

公布日：令和2年3月27日

施行日：公布日 ※令和元年度の調整交付金から適用